

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401283 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500022 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 10 月 16 日から昭和 63 年 10 月 1 日まで

昭和 61 年 4 月 1 日に知人の紹介で A 社に入社し、請求期間は B 業務をしていた。昭和 63 年 10 月 1 日に、当該知人らが立ち上げた C 社に移籍するまで、A 社で勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係るオンライン記録において、請求期間に同社で厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者は当該期間の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、オンライン記録において、平成 14 年 9 月以降、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで事業主であった者は、当時の資料を保存していないと回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の A 社における離職年月日は昭和 61 年 10 月 15 日と記録されており、オンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している上、請求者は、請求期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、C 社で雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、D 健康保険組合から提出された被保険者台帳によると、請求者の健康保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 61 年 10 月 16 日と記録されており、上述の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者と同様に、昭和 61 年 10 月 16 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 63 年 10 月 1 日に C

社で同資格を取得した2名に照会したところ、当該期間当時にA社又はC社で勤務していた旨回答しているものの、当該期間に係る給与明細書等の資料を保有している者はいない。

また、複数の同僚が、A社の社会保険担当者又は経理担当者として名前を挙げている者は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401328 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500021 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から昭和 39 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。A 社には、昭和 38 年 7 月 1 日に入社し、同日から厚生年金保険に加入したはずである。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者として勤務していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

しかしながら、請求者のオンライン記録及び A 社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録では、平成 8 年 6 月 1 日に解散していることが確認できる上、事業主も亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び被保険者名簿において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 8 月 1 日から請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和 39 年 7 月 1 日までの間に同被保険者資格を取得した記録を有する 38 人（請求者を除く。）から抽出した 14 人に照会を行ったところ、4 人から回答があり、このうち同社の監査役であった者を含む二人は、請求者を記憶しているものの、請求期間における請求者の入社年月日は不明である旨回答している。

さらに、上述の監査役は、請求期間当時を含め、A 社に係る資料は保有していない旨陳述しているほか、従業員照会に回答した者の中に同社に係る給与明細書を保有している者はおらず、

請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証（被保険者台帳の記号番号「*」、以下「記号番号」という。）は、請求者がA社において被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号であるところ、当該被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には、「昭和 39 年 7 月 1 日」と記載されており、被保険者名簿における請求者の同社に係る被保険者資格取得年月日と一致している。

なお、請求者は、上述の厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」の取得年が昭和 38 年から昭和 39 年に書き換えられた旨主張しているが、当該被保険者証に取得年が書き換えられた形跡は見当たらない上、被保険者名簿において昭和 38 年に当該記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

また、被保険者名簿によると、請求者の記号番号は、A社における被保険者資格取得日である昭和 39 年 7 月 1 日と同日に被保険者資格を取得している 6 人と連番で払い出されており、同日以前に「健保証の番号」欄における健康保険被保険者証の番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。